入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部　契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和5・6年度第6工区工事
履行場所	藤井寺市古室2丁目地内
契約者	（商　号）　㈱三和工業 （住　所）　大阪府藤井寺市藤井寺1-1-17 （代表者）　代表取締役　一矢　安起
物　件　概　要 (変更後の内容)	管きょ工 　開削工　VUφ200　L=102.6m 　推進工　HPφ250　L=167.6m 　　SPφ300　L=19.8m 立抗工　1式 マンホール工　1式 汚水桝及び取付管工　1式 付帯工　1式

変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、
変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変　更　理　由	契約履行期間	契約金額（税込）
変更契約	令和7年3月19日	別紙のとおり	令和6年3月6日　から　令和7年3月31日	¥152,394,000

変 更 理 由 書

・工 事 名：令和５・６年度第６工区工事
・請負業者：株式会社　三和工業
・契 約 日：令和６年３月５日
・工　　期：令和６年３月６日～令和７年３月３１日

以下の理由により、変更が生じました。

（１）一方通行一時解除に伴う交通誘導員について

・西名阪自動車道の高架下で一方通行の道路となっており、一方通行一時解除のため府警本部と発注後に協議を実施したところ前回工事の交通規制と異なり通常の規制で考えられる範囲を大きく超えた、交通誘導員の配置を行うように指示をされました。
そのため、交通誘導員の追加にかかる増額変更を行うものです。

（２）推進工事への工法変更について

・M-6 から M-8 間の開削工事において、関西電力柱があり防護方法について協議を行いましたが、関西電力で転倒防止措置の可能な方法が無く、別工法での施工を検討するよう指示されました。
これに伴い、油圧式オーガによる管路布設の検討も行いましたが、M-6 から M-8 間は管路布設位置に転石が多く、また粒径も大きく施工が困難となりました。
上記内容により M-6 から M-8 間にある関西電力柱 3 か所の工法を開削工法から推進工法（鋼製さや管方式一重ケーシング）へ変更し、かかる増額変更を行うものです。

（３）公共汚水桝の追加について

①宅は設置可能個数 1 個で公共汚水桝設置申込書の回収や公共汚水桝位置の立会のため、訪問をしていますが不在で連絡がとれません。
②敷地で公共汚水桝追加の申し出があり、公共汚水桝設置申込書には設置可能個数 3 個となっており、将来路線より 1 個所、今回路線は 1 個所追加し、2 個所の設置を希望されています。上記 2 点に伴い①は公共汚水桝 1 個所の削減に伴う減額の変更、②は公共汚水桝 1 個所追加に伴う増額の変更を行うものです。

（４）開削工事の延長について

・M-8 人孔において、水道止水栓からの配管があるため雑排水人孔と汚水人孔が干渉し、設置が困難となりました。そのため M-7 から M-8 間の管路の 1.0m減長に伴う減額の変更を行うものです。

※設計変更の（１）に関しては令和 6 年 10 月 21 日付の変更指示起案にて処理をしております。

上記内容について、請負契約書第１９条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。

工　　種	数　　量	備　　考
交通管理工 交通誘導員Ｂ	Ｎ＝ (591) 1160 人	
鋼製さや管ボーリング推進工 推進延長	Ｌ＝ (5.9) 13.4 m	
取付管およびます工 取付管工	Ｎ＝ (7) 8 箇所	
取付管およびます工 ます工	Ｎ＝ (7) 7 箇所	
管きょ工 管布設工	Ｌ＝ (103.6) 102.6 m	

※変更前：上段（　　）書き
　変更後：下段